

収 入 基 準

①給与所得の算出

年収総額区分（円）	年収総額	所得額の算出	所得金額
0 ～ 550,999	円		0 円
551,000 ～ 1,618,999	円	年収 - 550,000	円
1,619,000 ～ 1,619,999	円		1,069,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999	円		1,070,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999	円		1,072,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999	円		1,074,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999	@ 円	@ × 0.6 + 100,000	円
1,800,000 ～ 3,599,999	@ 円	@ × 0.7 - 80,000	円
3,600,000 ～ 6,599,999	@ 円	@ × 0.8 - 440,000	円
6,600,000 ～ 9,999,999	円	年収 × 0.9 - 1,100,000	円
10,000,000 ～	円	年収 - 2,100,000	円

@ は4,000で割り切れる額（端数切捨）とする。

②公的年金所得の算出

年齢	年金支給額区分（円）	支給額	所得額の算出	所得金額
満65歳未満	0 ～ 600,000	円		0 円
	600,001 ～ 1,300,000	円	支給額 - 600,000 =	円
	1,300,001 ～ 4,100,000	円	支給額 × 0.75 - 275,000 =	円
	4,100,001 ～ 7,700,000	円	支給額 × 0.85 - 685,000 =	円
	7,700,001 以上	円	支給額 × 1 - 1,455,000 =	円
満65歳以上	0 ～ 1,100,000	円		0 円
	1,100,001 ～ 3,300,000	円	支給額 - 1,100,000 =	円
	3,300,001 ～ 4,100,000	円	支給額 × 0.75 - 275,000 =	円
	4,100,001 ～ 7,700,000	円	支給額 × 0.85 - 685,000 =	円
	7,700,001 以上	円	支給額 × 1 - 1,455,000 =	円

③控除金額の算出

控除対象者	控除内容・控除金額（1人につき）	
扶養親族（同居・遠隔）	・同居している親族 ・同居していない扶養親族	38万円
特定扶養親族	・上記のうち年齢16歳以上23歳未満で所得48万円以下の者	25万円
老人控配偶者 老人扶養親族	・上記のうち年齢70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族で所得48万円以下の者	10万円
障害者	普通 ・本人あるいは同居親族又は遠隔地扶養親族で身体障害者手帳の交付を受けている者（このうち1級又は2級の者は特別障害者）	27万円
	特別 など	40万円
ひとり親	・婚姻をしていない者、又は配偶者の生死が明らかでないもののうち、次の3つの要件のすべてに当てはまる者 ①その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない。 ②生計を一にする所得48万円以下でほかの者の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子がいる。 ③所得500万円以下である。	35万円 所得が控除額未満の時はその所得金額を控除
寡婦	・ひとり親控除に該当せず、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がおらず、次のいずれかに当てはまる者 ①夫と離婚した後婚姻しておらず、扶養親族がおり、所得500万円以下である。 ②夫と死別したのち婚姻していない又は夫の生死が明らかでなく、所得500万円以下である。	27万円 所得が控除額未満の時はその所得金額を控除

収入月額の算出



*** 上記の収入月額を超過している場合は公営住宅の入居はできません。**

【対象としない収入】

遺族年金（恩給）・障害年金・労災年金・退職所得・譲渡所得・生活保護法による扶助費・雇用保険・労災保険・休業補償金・仕送り・児童手当

- 裁量世帯とは**・ ・ ① 入居者又は同居者に障害者基本法第2条に規定する障害のある方
(身体障害者手帳1～4級、精神障害手帳1～2級、療育手帳A判定・B判定【中度】)
- ② 入居者又は同居者は戦傷病者手帳の交付を受け、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法で定める程度の方
- ③ 入居者又は同居者に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている方
- ④ 入居者又は同居者に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない方
- ⑤ 入居者又は同居者にハンセン病療養所入所等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所に入所していた方
- ⑥ 入居者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の方（60歳以上の単身の方も該当）
- ⑦ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの子がいる方

☆ 収 入 基 準 早 見 表 ☆

給 与 収 入

収 入 基 準		入居人数（遠隔地扶養親族を含む）					
		1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
一 般 世 帯	年	0	0	0	0	0	0
	間	～	～	～	～	～	～
裁 量 世 帯	総	2,967,999	3,511,999	3,995,999	4,471,999	4,947,999	5,423,999
	収	0	0	0	0	0	0
入	入	～	～	～	～	～	～
	額	3,887,999	4,363,999	4,835,999	5,311,999	5,787,999	6,263,999

※給与所得者が1人の場合かつ扶養親族控除（同居・遠隔）のみを考慮した場合